

三重県
(事務局)

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

【～年度当初の自己紹介～】

今年度の最初の審査会ということで、幹事や処分庁の人事異動等があったため、自己紹介。

令和2年4月から松阪市に開発許可の事務権限を移譲したため、今回の審査会から松阪市が加入。

(幹事) 三重県建築開発課長から挨拶。

【～審議～】

それでは、ただいまから、第225回三重県開発審査会を開催いたします。

三重県開発審査会条例第4条第2項の規定により会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は2名欠席ですが、会長及び4人の委員が出席していただいておりますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。

また、本日ご審議いただきますのは包括議決案件が三重県29件、津市6件、松阪市2件、桑名市12件、鈴鹿市19件です。なお、本審査案件は、三重県1件、松阪市2件でございます。

審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括議決案件が公開となります。

本日の傍聴者は、お見えにならないということを報告させていただきます。

それでは、条例第4条第1項により会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いたします。

会 長

まず、前回、第224回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。

事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等はございますでしょうか。

委 員

(うなずく)

会 長

それでは、これにて第224回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。

次に包括議決案件について、まずは三重県分から説明をお願いします。

三重県 (処分庁)	(包括議決案件 29件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、次に津市分の説明をお願いします。
津市 (処分庁)	(包括議決案件 6件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、次に4月以降の松阪市分の説明をお願いします。
松阪市 (処分庁)	(包括議決案件 2件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。
桑名市 (処分庁)	(包括議決案件 12件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴鹿市 (処分庁)	(包括議決案件 19件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、三重県29件、津市6件、松阪市2件、桑名市12件、鈴鹿市19件の包括議決案件の報告を終了します。

※これより先は、本審査案件の審議であり、第225回三重県開発審査会の本審査案件は、個人及び法人の許可申請に係る妥当性及び適合性を審査するもので、個人情報及び法人の利益に関する情報が含まれる事項について取り扱うものであることから、三重県情報公開条例第27条第1号の規定に基づき、非公開として取り扱っています。

※都市計画法第29条の規定に基づく開発行為申請に関する議案

- ・申請地：員弁郡東員町地内
- ・建築物の用途：特別養護老人ホーム
- ・主な意見や質問は、次のとおりでした。
建築物（ルーバー）について
今後の審査会における特別養護老人ホームの取扱いについて
新型コロナウイルス感染症に対する対応及び開発段階での感染症対策について（他2件についても同様）

※都市計画法第29条の規定に基づく開発行為申請に関する議案

- ・申請地：松阪市内
- ・建築物の用途：特別養護老人ホーム
- ・主な意見や質問は、次のとおりでした。
協力医療機関との連携に係る候補地選定について

※都市計画法第29条の規定に基づく開発行為申請に関する議案

- ・申請地：松阪市内
- ・建築物の用途：住宅型有料老人ホーム
- ・主な意見や質問は、次のとおりでした。
隣接地既存建築物への影響について